

令和4年4月11日

保護者 様

松戸市教育委員会

「学校における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」の改訂のお知らせ

保護者の皆様におかれましては、学校における新型コロナウイルス感染拡大防止への取組みに対し、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

学校の感染拡大防止につきましては、「学校における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」(以下、ガイドライン)を活用し、学校の実態により対策を行っております。このガイドラインにつきましては、松戸市の感染状況や新しい株の特徴、国や県の動向を踏まえ、改訂を行っており、今回は、令和4年4月12日付での改訂となります。

なお、ガイドラインは、教育委員会や各学校のホームページに掲載しております。

また、改訂内容は、今後の感染状況や新株の特性等により変更となる場合があります。

記

1 学校の教育活動について

「学校における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインV10」(4月12日版)を活用し、引き続き、基本的な感染拡大防止対策を講じながら、多様な学習活動や学校行事、部活動等ができるよう工夫して実施していきます。

2 改訂で変更となる主な内容

- これまで、同居人が風邪症状・発熱症状、PCR検査の受検、濃厚接触者の特定により、児童生徒は登校を控えていただいていたおりましたが、登校ができるようになります。
 - ・ 同居人が濃厚接触者に特定され、かつ症状がある場合は、登校を控えてください。
 - ・ 家庭内における基本的な感染拡大防止対策を徹底の上、登校をお願いします。
 - ・ これまで同様、感染の心配のある場合は、学校までご相談ください。
- ご家庭より報告していただいていた内容を変更します。
 - ・ 「児童生徒が陽性となった場合」「児童生徒が濃厚接触者となった場合」は、欠席連絡の際、詳細の聞き取りをします。
 - ・ 上記の場合、児童生徒は出席停止となりますので、欠席連絡として、学校に連絡をしてください。(土日や休日、夜間の連絡は必要ありません。部活動等で登校がある場合は、連絡が必要となります。)
 - ・ 長期休業は、児童生徒の出席はありませんが、上記の条件で報告をお願いします。
- 学級閉鎖等は、次の内容で実施します。(令和4年3月11日保護者通知と同様の内容です。)
 - ・ 児童生徒・教職員を対象とし、同一学級等において「陽性者が複数いる場合」及び「陽性者が発生した学級等において風邪症状等での欠席者が複数いる場合」や「濃厚接触者となり症状がある者がいる学級等において、風邪症状等での欠席者が複数いる場合」に学級閉鎖等の措置を検討します。
 - ・ 学校による濃厚接触者の候補者の特定及び保健所による濃厚接触者の特定がある場合にも学級閉鎖等の措置の検討をします。